

世界遺産条約履行のための作業指針 関連部分抜粋
(WHC. 05/22 February 2005, 文化庁仮訳)¹

II. D 顕著な普遍的価値の評価基準（クライテリア）

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落 49-53 を参照)を有するものとみなす。

※注：世界文化遺産にかかる評価基準(i)～(vi)は省略

(vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

(viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

(ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

(x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

II. E 完全性及び/又は真正性

※注：文化遺産に関連する「真正性」に関するパラグラフ 79.～86.は省略

完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。

¹ (資料作成者註) 最新版は ANNEX to Decision 39 COM 11 July 2015 (英語版のみ)。本参考資料内で 2015 年版までに変更のあった部分は反映させた。

88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。

- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
- b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
- c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。

89. ※注：文化遺産のみに関する記述のため省略

90. 評価基準(vii)から(x)までに基づいて登録推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介入することが知られている。伝統的社会や地域のコミュニティを含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。

91. 以上に加えて、評価基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産は、各基準毎に完全性の条件が定義されている。

92. 評価基準(vii)に基づいて登録推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。

93. 評価基準(viii)に基づいて登録推薦される資産は、関連する自然科学的關係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪原、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、棲みつきのサンプル（例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等）を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、溶岩起源鉱物の完全な変形シリーズが残っており、噴出岩の種類や噴火の種類全て又は大部分が代表されていれば、

完全性の条件を満たす可能性がある。

94. 評価基準(ix)に基づいて登録推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌型の変化があり、パッチの系及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海草やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養塩や堆積物の流入を制御するその他近隣生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
95. 評価基準(x)に基づいて登録推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のみがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。

11.F 保護管理

96. 世界遺産資産の保護管理にあたっては、完全性及び/又は真正性の登録時の状態を含めた顕著な普遍的価値が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。資産の全体的な保全状況そしてその顕著な普遍的価値についての定期的な点検（レビュー）は、作業指針で定められた世界遺産のモニタリングの枠組み²において実施される。
97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締

² (原文脚注) 作業指針で定められたモニタリングの枠組みとは、リアクティブモニタリング(パラ 169-176 参照) と定期報告 (パラ 199-210 参照) である。

約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。

立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 完全性及び／又は真正性を含む顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある社会的、経済的、その他の圧力や変化等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

効果的な保護のための境界線の設定

99. 境界線を明確に設定することは、登録推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値を構成する全ての属性を組み入れるように、また、完全性及び／又は真正性を保証するように行われなければならない。
100. 評価基準(i)から(vi)³に基づいて登録推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらの理解を深めることに寄与する潜在的可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること⁴。
101. 評価基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産の場合は、世界遺産一覧表登録の根拠となる生息域、種、(生物学的、地質学的)過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の浸食的人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。
102. 登録推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区(リザーブ)、生物圏保存地域(バイオスフィアリザーブ)、文化的または歴史的保護地区及びその他の保護区・地域など、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが登録のための要件を満たすとは限らない。

緩衝地帯

³ 評価基準(i)から(vi)は文化遺産のクライテリア。

⁴ (和訳註) 英語原文に不備が認められる。

103. 資産を適切に保護するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。
104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。
105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。
106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を登録推薦書に明示すること。
107. 緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更また新設する場合は、登録範囲の軽微な変更の手続き（パラ 164 及び付属資料 11 参照）によって世界遺産委員会の承認を得ること。登録後の緩衝地帯の新設は通常、登録範囲の軽微な変更と見なされる⁵。

管理体制

108. 各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制⁶の設置を行うこと。
109. 管理体制の目的は、登録推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。
110. どのような管理体制が効果的かは、登録推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産

⁵（原文脚注）国境を越える資産の場合は、登録範囲の変更はいかなるものであっても関係国全ての同意が必要である。

⁶（和訳註）管理計画はないが管理体制は存在するという場合は、管理体制について文書で説明する必要がある。

が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の計画手法が使われることが考えられる。すべての世界遺産資産にとって、介入提案についての影響評価は不可欠である。

111. 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。

- a) 参加型の計画立案過程や関係者間の協議過程の適用を含め、すべての関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。
- b) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
- c) 社会的、経済的、その他の圧力や変化に対する資産の脆弱性の評価、ならびに、動向や介入提案の影響のモニタリング
- d) さまざまな協力者や利害関係者間の多様な活動の参画や調整を図る仕組みの構築。
- e) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。
- f) キャパシティビルディング。
- g) 管理体制の運営に関するアカウントビリティと透明性。

112. 効果的な管理には、登録推薦資産の保護、保全、及び公開に関して、短期的、中期的、長期的取組みのサイクルがある。計画と管理の統合的アプローチは、資産の時の流れに伴う進化の方向性を導き、すべての面について顕著な普遍的価値の維持を担保するために不可欠である。このアプローチでは資産の範囲を超え、緩衝地帯やより広範囲のセッティングも含める。緩衝地帯を越えたより広範囲のセッティングは、資産の地勢、自然環境や構築環境のほか、インフラストラクチャー、土地利用パターン、空間的構成、視覚的関連性といった要素と関連するかもしれない。また、それらは関連する社会的慣習や文化的慣習、経済的過程のほか、認識や連想といった、資産の無形の特性も含むこともある。広範囲なセッティングの管理は、顕著な普遍的価値の支援という役割と関連するであろう。

113. さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第IV章参照）及び定期的報告（第V章参照）の手続きを設定している。

114. 「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、登録推薦書に明記することが求められる（第137-139段落参照）。

115. (20015 年改訂版で削除。)
116. 登録推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされていながら、なお評価基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する (第 IV 章 C 参照)。
117. 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。
118. 締約国が世界遺産管理計画及びトレーニングストラテジー中にリスク対策⁷の項目を含めることを、委員会は推奨する。

持続可能な利用

119. 世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な、そして関係する社会の生活の質の向上に貢献するような、様々な利用と両立し得る。締約国とそのパートナーは、そのような持続可能な利用、あるいはその他の変更が資産の顕著な普遍的価値に悪影響を与えないように努めなければならない。なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。世界遺産に影響する法律、政策、戦略は、資産の顕著な普遍的価値の保護を確保し、自然及び文化遺産の広範囲な保全を支持し、資産の持続可能な保護、保全、管理、公開において必要な条件として社会や関係者の積極的な参加を推進、奨励するものであるべきである。

⁷ (和訳註) 英語原文は risk preparedness。直訳すれば「リスク (に対する) 準備度」